

第54期定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

株式会社フルヤ金属

法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.furuyametals.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しているものであります。

新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	2010年第1回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	27個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）	普通株式 2,700株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2010年10月18日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2039年10月19日以後においては新株予約権行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2010年10月19日 至2040年10月18日
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 469,803円 (1株当たり 4,698.03円)
権利行使価格	1円

名称	2011年第2回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	27個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)	普通株式 2,700株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2011年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2040年10月18日以降においては新株予約権行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2011年10月18日 至2041年10月17日
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 291,822円 (1株当たり 2,918.22円)
権利行使価格	1円

名称	2012年第3回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	27個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)	普通株式 2,700株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2012年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2041年10月18日以降においては新株予約権行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2012年10月18日 至2042年10月17日
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 166,435円 (1株当たり 1,664.35円)
権利行使価格	1円

名称	2013年第4回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	27個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)	普通株式 2,700株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2013年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2042年10月18日以降においては新株予約権行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2013年10月18日 至2043年10月17日
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 221,011円 (1株当たり 2,210.11円)
権利行使価格	1円

名称	2014年第5回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	27個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)	普通株式 2,700株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2014年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2043年10月18日以降においては新株予約権行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2014年10月18日 至2044年10月17日
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 199,497円 (1株当たり 1,994.97円)
権利行使価格	1円

名称	2015年第6回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 3名
新株予約権の数	31個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)	普通株式 3,100株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2015年10月16日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2044年10月17日以降においては新株予約権行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2015年10月17日 至2045年10月16日
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 155,595円 (1株当たり 1,555.95円)
権利行使価格	1円

名称	2016年第7回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 3名
新株予約権の数	32個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)	普通株式 3,200株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2016年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2045年10月18日以降においては新株予約権行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2016年10月18日 至2046年10月17日
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 94,987円 (1株当たり 949.87円)
権利行使価格	1円

名称	2017年第8回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 4名
新株予約権の数	39個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)	普通株式 3,900株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2017年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2046年10月18日以降においては新株予約権行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2017年10月18日 至2047年10月17日
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 345,797円 (1株当たり 3,457.97円)
権利行使価格	1円

名称	2018年第9回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 4名
新株予約権の数	51個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)	普通株式 5,100株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2018年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2047年10月18日以降においては新株予約権行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2018年10月18日 至2048年10月17日
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 496,427円 (1株当たり 4,964.27円)
権利行使価格	1円

(注) 株式数に換算して記載しております。

②当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から)
2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,445	7,030	17,172	△1,412	28,236
当連結会計年度変動額					
剩 余 金 の 配 当			△1,045		△1,045
親会社株主に帰属する当期純利益			9,142		9,142
自己 株 式 の 处 分		32		33	65
新 株 予 約 権 の 行 使		△6		15	8
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	25	8,096	48	8,171
当連結会計年度末残高	5,445	7,056	25,268	△1,363	36,407

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	3	△1	△11	△9	92	179	28,497
当連結会計年度変動額							
剩 余 金 の 配 当							△1,045
親会社株主に帰属する当期純利益							9,142
自己 株 式 の 处 分							65
新 株 予 約 権 の 行 使							8
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△1	61	△5	54	△8	△15	30
当連結会計年度変動額合計	△1	61	△5	54	△8	△15	8,201
当連結会計年度末残高	1	59	△16	44	83	163	36,699

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

3社：株式会社韓国フルヤメタル、株式会社米国フルヤメタル、株式会社Furuya Eco-Front Technology

(2) 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称

Furuya Eco-Front Technology (Shanghai) Co.,Ltd

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない会社の状況

・会社等の名称

非連結子会社 Furuya Eco-Front Technology (Shanghai) Co.,Ltd

・持分法を適用しない理由

連結上の当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法を適用しておりません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

イ. 製品及び仕掛品

材料費部分は総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、加工費部分は個別法による原価法を採用しております。

ロ. 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。なお、原材料の評価に際しては、金属の属性及び用途を考慮のうえ、分類した種類単位をもって、評価方法適用単位としております。

ハ. 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

イ. 2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

ロ. 2007年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、機械装置の一部については、取替法を採用しております。

ハ. 2016年4月1日以降に取得した建物（附属設備を含む）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～38年
機械及び装置	3年～10年
車両運搬具	3年～4年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段………金利スワップ
ヘッジ対象………借入金の利息

③ ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計と相場変動の累計を基礎にして、有効性を評価しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づく、退職給付債務を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主として電子・薄膜・サーマル・ケミカル製品等の製造及び販売を行っており、これらの製品販売については、製品の引渡し時点又は検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡し時点又は検収時点で収益を認識しております。

(8) 棚卸資産の固定資産振替

当社グループは、保有する貴金属資産の利用実態を見直しし、保有目的の変更により、棚卸資産と有形固定資産の間で振替えを実施しております。

当連結会計年度において、保有目的の変更により、棚卸資産の一部を有形固定資産に振替えております。これにより「商品及び製品」が478百万円、「原材料及び貯蔵品」が4,090百万円減少し、「機械装置及び運搬具」が4,617百万円増加しております。また、「仕掛品」が115百万円増加し、「建設仮勘定」が164百万円減少しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
商品及び製品	1,828百万円
仕掛品	4,607百万円
原材料及び貯蔵品	34,880百万円
計	41,317百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産を総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によって評価しておりますが、取り扱いの多いプラチナグループメタルは国際商品市場で活発に取引されており、供給国及び需要国の政治経済動向、為替相場等、世界のさまざまな要因により、その価格は変動しており当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

これにより、当社は、従来は輸出販売においては主に輸出通関時に収益を認識しておりましたが、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

この結果、売上高、売上原価、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、期首の利益剰余金に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」

（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	30,000百万円
貸出実行残高	7,500百万円
差引額	22,500百万円

2. 債権流動化に伴う買戻し義務

債権流動化に伴う買戻し義務	1,587百万円
---------------	----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,265,212	—	—	7,265,212
合計	7,265,212	—	—	7,265,212
自己株式				
普通株式（注）	297,726	—	10,300	287,426
合計	297,726	—	10,300	287,426

(注) 当事業年度減少株数の普通株式の内3,300株は新株予約権の行使によるもの、7,000株は譲渡制限付株式の付与によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	2010年第1回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	2,700	—	—	2,700	12
	2011年第2回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,000	—	300	2,700	7
	2012年第3回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,000	—	300	2,700	4
	2013年第4回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,000	—	300	2,700	5
	2014年第5回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,000	—	300	2,700	5
	2015年第6回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,500	—	400	3,100	4
	2016年第7回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,700	—	500	3,200	3
	2017年第8回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	4,400	—	500	3,900	13
	2018年第9回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	5,800	—	700	5,100	25
合計		—	32,100	—	3,300	28,800	83

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

3. 当連結会計年度中に行った剩余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年9月28日 定時株主総会	普通株式	1,045	150	2021年6月30日	2021年9月29日

4. 当連結会計年度の末日後に行う剩余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年8月8日 取締役会	普通株式	1,779	利益剰余金	255	2022年6月30日	2022年9月12日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用を原則として元本の償還及び利息の支払いについて確実性の高い金融商品によるものとし、安全性・流動性（換金性、市場性）・収益性を考慮して行っております。

また、資金の調達については、株式市場からの資金調達及び、銀行等金融機関からの借入により行っています。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスク、並びに借入金の金利変動リスクを回避するためにのみ利用し、投機目的による取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引の重要度に応じて、適宜与信管理に関する定め等を設け、取引先ごとに債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、重要な取引先の信用状況について逐次把握することとしております。

当社が、投資有価証券として保有している株式は、主に業務上の関係を有する上場企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めています。

デリバティブ取引に関しては、為替予約取引等は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しておりますが、為替予約取引及び金利スワップ取引は、取引の相手方が信用度の高い国内の金融機関であることから、信用リスクはほとんどないと認識しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っています。

営業債務である買掛金については、その支払期日が1年以内となっております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に長期運転資金及び設備投資資金に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社が月次資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
デリバティブ債権	929	929	—
投資有価証券	6	6	—
資産計	936	936	—
リース債務（流動負債）	22	22	△0
リース債務（固定負債）	40	39	△1
長期借入金	8,988	8,951	△37
負債計	9,051	9,013	△38

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「受取手形」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」並びに「未払法人税等」については、現金であること、及び預金、売掛金、受取手形、支払手形及び買掛金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、投資有価証券に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	12

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6	—	—	6
合計	6	—	—	6

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	—	929	—	929
資産計	—	929	—	929
リース債務（流動負債）	—	22	—	22
リース債務（固定負債）	—	39	—	39
長期借入金	—	8,951	—	8,951
負債計	—	9,013	—	9,013

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引先金融機関等より提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金

時価については、元利金の合計額を新規に同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債務の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務（流動負債）	22	—	—	—	—	—
リース債務（固定負債）	—	21	17	2	—	—
長期借入金	2,764	2,606	2,071	954	479	112
合計	2,786	2,627	2,088	956	479	112

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計 (注2)
	電子	薄膜	サーマル	ケミカル	計		
売上高							
日本	3,237	2,167	3,236	11,243	19,885	435	20,321
アジア（日本以外）	61	8,625	1,487	293	10,468	656	11,124
欧州	3	393	115	8,484	8,997	88	9,085
北米	1,205	1,226	179	2,177	4,789	—	4,789
顧客との契約から生じる収益	4,507	12,413	5,020	22,199	44,140	1,180	45,321
外部顧客への売上高	4,507	12,413	5,020	22,199	44,140	1,180	45,321
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	4,507	12,413	5,020	22,199	44,140	1,180	45,321
セグメント利益	1,547	5,314	1,445	7,265	15,572	580	16,152

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仕入製品や当社製品に紐付かない貴金属原材料の販売等であります。

2. セグメント利益の合計額は、連結損益計算書の売上総利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、事業内容をより適正に表示するため、報告セグメントの名称を「センサー」から「サーマル」に変更しております。

当該変更はセグメント名称のみの変更であるため、セグメント情報に与える影響はありません。

3. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、上記「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等3. 会計方針に関する事項(7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額 5,224.03円

2. 1 株当たり当期純利益 1,310.82円

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本 剩余金	資本剩余金 合 計	利益準備金	その他利益剩余金 別 途 積 立 金	繰越利益 剩余金			
当 期 首 残 高	5,445	5,414	1,616	7,030	9	80	16,884	16,973	△1,412	28,037
当 期 変 動 額										
剩 余 金 の 配 当							△1,045	△1,045		△1,045
当 期 純 利 益							9,128	9,128		9,128
自 己 株 式 の 処 分			32	32					33	65
新 株 予 約 権 の 行 使			△6	△6					15	8
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	25	25	—	—	8,083	8,083	48	8,157
当 期 末 残 高	5,445	5,414	1,642	7,056	9	80	24,967	25,056	△1,363	36,195

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 產 合 計
	その他の有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	3	3	92	28,132
当 期 変 動 額				
剩 余 金 の 配 当				△1,045
当 期 純 利 益				9,128
自 己 株 式 の 処 分				65
新 株 予 約 権 の 行 使				8
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	△1	△1	△8	△10
当 期 変 動 額 合 計	△1	△1	△8	8,147
当 期 末 残 高	1	1	83	36,280

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産

① 製品及び仕掛品

材料費部分は総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、加工費部分は個別法による原価法を採用しております。

② 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。なお、原材料の評価に際しては、金属の属性及び用途を考慮のうえ、分類した種類単位をもって、評価方法適用単位としております。

③ 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

② 2007年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、機械装置の一部については、取替法を採用しております。

③ 2016年4月1日以降に取得した建物（附属設備を含む）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～38年

機械及び装置 3年～10年

車両運搬具 3年～4年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主として電子・薄膜・サーマル・ケミカル製品等の製造及び販売を行っており、これらの製品販売については、製品の引渡し時点又は検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡し時点又は検収時点で収益を認識しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計と相場変動の累計を基礎にして、有効性を評価しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

8. 棚卸資産の固定資産振替

当社は、保有する貴金属資産の利用実態を見直しし、保有目的の変更により、棚卸資産と有形固定資産の間で振替えを実施しております。

当事業年度において、保有目的の変更により、棚卸資産の一部を有形固定資産に振替えております。これにより「商品及び製品」が478百万円、「原材料及び貯蔵品」が4,090百万円減少し、「機械装置及び運搬具」が4,617百万円増加しております。また、「仕掛品」が115百万円増加し、「建設仮勘定」が164百万円減少しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、当社は、従来は輸出販売においては主に輸出通関時に収益を認識しておりましたが、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

この結果、売上高、売上原価、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取りに従っておりますが、期首の利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,388百万円
2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	30,000百万円
貸出実行残高	7,500百万円
差引額	22,500百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	20百万円
短期金銭債務	205百万円
4. 債権流動化に伴う買戻し義務	
債権流動化に伴う買戻し義務	1,587百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	206百万円
仕入高	6,361百万円
営業費用	392百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	7百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
自己株式				
普通株式	297,726	—	10,300	287,426
合計	297,726	—	10,300	287,426

(注) 当事業年度減少株数の普通株式の内3,300株は新株予約権の行使によるもの、7,000株は譲渡制限付株式の付与によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金繰入額否認	105百万円
退職給付引当金繰入額否認	231百万円
長期未払金否認	123百万円
未払事業税否認	125百万円
役員賞与引当金繰入額否認	42百万円
棚卸資産	1,445百万円
精製回収費用	500百万円
その他	346百万円
繰延税金資産小計額	<u>2,919百万円</u>
評価性引当額	<u>△1,517百万円</u>
繰延税金資産合計額	<u>1,401百万円</u>

繰延税金負債

その他	<u>△3百万円</u>
繰延税金負債小計額	<u>△3百万円</u>
繰延税金負債合計額	<u>△3百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,398百万円</u>

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産－繰延税金資産	1,398百万円
-------------	----------

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
法人主要株主	田中貴金属工業株式会社	東京都千代田区	500	貴金属製品製造・販売	(被所有)直接 20.29	仕入先販売先	原材料の仕入(注)	6,361	買掛金	173
							製品の販売(注)	172	売掛金	17
							外注費	129	未払金	12
							雑費	48	未払費用	0

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 製品の販売及び原材料の仕入等については、市場価格を参考に決定しております。

(2)役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	アイデックス株式会社	東京都八王子市	30	機械装置製造	—	仕入先	商品の仕入(注)	40	買掛金	9

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 商品の仕入については、市場価格を参考に決定しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計 (注2)
	電子	薄膜	サーマル	ケミカル	計		
売上高							
日本	3,218	2,180	3,236	11,235	19,870	435	20,306
アジア（日本以外）	41	8,610	1,487	284	10,424	656	11,080
欧州	3	393	115	8,497	9,009	88	9,098
北米	1,209	1,226	179	2,177	4,793	—	4,793
顧客との契約から生じる収益	4,473	12,411	5,020	22,194	44,099	1,180	45,280
外部顧客への売上高	4,473	12,411	5,020	22,194	44,099	1,180	45,280
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	4,473	12,411	5,020	22,194	44,099	1,180	45,280
セグメント利益	1,542	5,309	1,445	7,292	15,589	580	16,170

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仕入製品や当社製品に紐付かない貴金属原材料の販売等であります。

2. セグメント利益の合計額は、損益計算書の売上総利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当事業年度より、事業内容をより適正に表示するため、報告セグメントの名称を「センサー」から「サーマル」に変更しております。

当該変更はセグメント名称のみの変更であるため、セグメント情報に与える影響はありません。

3. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、上記「重要な会計方針に係る事項に関する注記5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額 5,187.46円

2. 1 株当たり当期純利益 1,308.86円